

自衛隊援護協会規則第60号

平成24年4月1日

一般財団法人自衛隊援護協会 役員報酬及び役員退職慰労金規則

改正 規則第60-1号(24.6.7)

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人自衛隊援護協会定款第28条の規定に基づき、一般財団法人自衛隊援護協会(以下「協会」という。)の理事長の報酬の支給の基準及び退職慰労金について定めることを目的とする。

(報酬の区分)

第2条 理事長の報酬は、次の区分による。

- (1) 基本報酬
- (2) 通勤手当

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、毎月25日(以下「支給日」という。)とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日(その日が休日となる場合は支給日の前々々日)、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日とする。

(基本報酬の計算)

第4条 基本報酬は、次の各号により計算した額とする。

- (1) 基礎額 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に定める指定職俸給表のうち、2号俸の額
- (2) 基本報酬日額 $(\text{基礎額} \times 12 \div 2015) \times 7.75$
- (3) 基本報酬月額 基本報酬日額 $\times 4$

2 基本報酬日額に百円未満の端数が生じた場合は、これを百円に切り上げるものとする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、実費を支給する。

(退職慰労金)

第6条 理事長を退任した場合には、その者(死亡による退職の場合はその者の遺族)に退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金の額は、退任の日の属する月の前月におけるその者の基本報酬月額に、その者の理事長としての在任年数を乗じて得た額とする。

3 在任期間に6月以上1年未満の端数がある場合には、これを1年に切り上げる。

(退職慰労金の支払)

第7条 退職慰労金は、その金額を、現金で直接その支給を受けるべき者に支払うものとする。ただし、支給を受けるべき者から申し出があった場合は、その者の預貯金口座へ振り込みによって支払うことができる。

(報酬の改定)

第8条 基本報酬は、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正により給与が改定された場合には、その改定に準じて改定することができる。

(委任規定)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般財団法人自衛隊援護協会の設立登記のあった日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月7日から施行する。